

平成 21 年度特例民法法人に関する年次報告の概要

特例民法法人[※]の実態及び指導監督の実施状況について、平成 20 年 12 月 1 日に、各府省及び都道府県で調査を行い、その結果を内閣府において取りまとめたもの。

※ 従来の公益法人。平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人制度が施行され、5 年間の移行期間に、新制度の公益法人又は一般法人に移行する等とされており、それまでの間は、特例民法法人として存続する。

1. 法人数

- 24,317 法人（国所管 6,625 法人、都道府県所管 17,818 法人）
- 新設 98 法人（前年 114 法人）、解散 421 法人（前年 361 法人）
- 漸減傾向（前年比▲331 最多時 26,380 法人）

2. 財務・会計の状況（平成 19 年度決算ベース）

- 年間収入額 17 兆 7,529 億円（前年比▲4,949 億円）
- 年間支出額 17 兆 9,175 億円（前年比▲3,117 億円）

3. 主な指導監督基準の適合状況等

(1) 公益事業費割合

- 法人本来の事業費が総支出額の 2 分の 1 以上の法人
 - 国所管法人 3,363 法人（50.8% 前年比+0.5%）
 - 都道府県所管法人 6,955 法人（39.0% 前年比+0.8%）

(2) 収益事業費割合

- 収益事業費が総支出額の 2 分の 1 以下の法人
 - 国所管法人 6,541 法人（98.7% 前年比±0）
 - 都道府県所管法人 17,140 法人（96.2% 前年比▲0.3%）

(3) 所管官庁出身理事（国所管法人）

- 所管官庁出身理事がいる法人数 2,933 法人（前年比▲121 法人）
- 所管官庁出身理事数 6,709 人（前年比▲875 人）

(4) 有給常勤役員の平均年間報酬額

- 有給役員のない法人 法人全体の約 6 割
- 800 万円未満の法人 有給役員がいる法人全体の約 7 割

(5) 内部留保

- 内部留保率 30%以下 14,154 法人 (58.2% 前年比+0.7%)
 - 国所管 4,184 法人 (63.2% 前年比+3.1%)
 - 都道府県所管 10,044 法人 (56.4% 前年比▲0.2%)

(6) 立入検査の実施 (国所管法人)

- 平成 17~19 年度で国所管法人に対して 96.9% (3 年に 1 回実施)

4. 法人と行政との関わり

平成 20 年に、各府省と公益法人の関係を透明化・適正化する改革を実施。

- ① 随意契約の徹底した見直し
- ② 公益法人に対する無駄な支出の根絶 (H18 年度比約 4 割の削減)
- ③ 各府省による再就職あっせんの全面禁止 (中立・公正な官民人材交流センターに一元化)
- ④ 平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度の施行 (主務官庁制の廃止)

(1) 国所管法人に対する補助金・委託費等 (平成 19 年度決算ベース)

- 各府省の補助金・委託費等の総額は 3,287 億円 (前年比▲237 億円)
交付法人数は 970 法人 (前年比 7 法人増)

(2) 行政委託型法人等の状況

- 国所管の行政委託型法人等 (法令等に基づき各府省から事務・事業の委託・推薦等を受けている法人) の数は、414 法人 (前年比 4 法人増)

(3) 役員報酬規程・退職金規程の公表

- 各府省から補助金・委託費等を受けている法人及び検査等の委託・推薦等を受けている法人の 97.2% (1,081 法人) において役員報酬の具体的水準が明らかとされている。また、96.9% (1,078 法人) において退職金の具体的水準が明らかとされている。

【連絡先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

伊藤補佐、坂本補佐、森田係長

電話：03-5403-9586 (直通)

FAX：03-5403-0231